

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

伊万里市農山村再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県・伊万里市

3. 地域再生計画の区域

伊万里市の全域

4. 地域再生計画の目標

【地域の特性】

伊万里市は、佐賀県の西北部にあって、東松浦半島と北松浦半島の結合部に位置し、西北部から伊万里湾が深く入り込んでおり、その最奥部に形成された市街地を中心に、国見山、青螺山、八幡岳など三方を山に囲まれ、低地は伊万里湾沿いに三角州が発達している。

平野部については、伊万里湾沿いの三角州と伊万里川、有田川、松浦川の流域沿岸、及び国道202号、204号沿いに分布しているにすぎない。

近年では、農業の基盤整備が進むとともに、伊万里梨や伊万里牛などが市場で高い評価を受け、伊万里ブランドとして定着しており、農業・農村の良さを理解してもらうため『畑の中のレストラン』など都市及び地域間の交流も盛んに行われている。また、焼き物の最高峰と称賛される鍋島の伝統を受継ぐ伊万里焼をはじめ、IC関連、造船、水産加工等の産業や佐賀大学海洋エネルギー研究センターに見られる海洋技術等の集積を目指し、伝統と自然と産業が融合したバランスの取れた産業構築を進めている。

主要産業の一つである林業においては、市域面積の54%を占める森林の森林資源を有効に活用するために、主伐・間伐等の森林施業を計画的に進めることが重要な課題の一つであるが、木材価格の長期低迷やコスト割高などによる林業経営の悪化により、森林施業が停滞した状態となっている。

そのような中、平成17年4月より西九州木材事業協同組合において異樹種集成材の材料となるスギ・ヒノキの製材工場の操業が開始となり、市内の木材市場、製材所等との連携による木材産業の振興と地域材利用拡大効果による森林整備の促進が期待されている。

【地域再生計画の意義及び目標】

本市の農業集落の大半は中山間地域に属し、集落、農地、山地が一体となって農山村集落を形成している。

市内全域の農山村集落においては、過疎化、高齢化、農林業離れなど後継者不足による耕作放棄地の増大、林業低迷による山林の荒廃など様々な問題を抱えており、集落としての形成存続にも大きな影響を及ぼしている。市内の大半を占める農山村地域集落の生活環境の向上は、本市の基本理念である「市民一人ひとりの真のゆとりと豊かさの創造」の面からも大きな課題となっており、早急な対応が必要である。

このため、地域集落の社会資本の充実を図るため基盤整備を促進し、生活に欠かすことのできない生活道路である市道の整備、森林施業、治山事業などの活動を支援するため林道の整備を行い、集落内路網を構築し、生活、産業における安全性、利便性を図るとともに、都市及び地域間との交流基盤としても多いに活用できるよう整備を行う。

また、林業においては平成17年4月より西九州木材事業協同組合において異樹種集成材用製材工場の操業が開始され、木材産業の振興と地域材利用拡大効果による森林整備の促進が期待されることから、市内の森林資源の利活用による森林整備により、山林の有する水源涵養、保水機能などの多面的機能が発揮できることにも期待ができる。

社会資本の整備を進めるにあたっては近年の生活環境の変化、多様化するニーズを十分に把握し、地域との連携を持って事業を進めることによって個性豊かで活力のある農山村地域の活性化を目指すものである。

【経済的社会的効果】

地域内路網整備は、近年の生活様式の変化、産業構築、循環型社会の形成の面からも、生活、産業、文化、交流などの社会資本整備として必要不可欠な事項である、一人ひとりが豊かさを持つため、まず身近で直接生活に関係する市道、林道など足元整備を行うことは、農山村地域に限らず、市内市民生活全体の重要かつ緊急な課題である。

上記課題に対する具体的施策を実施することで地域集落内の交通の安全性、生活の利便性の向上、都市及び地域間の交流を図り、荒廃が続く山林での森林施業を推進することにより、自然環境の保全、災害など天災に強い集落を形成することが出来る。

(目標1) 林業の振興と森林整備の促進

(林道開設に伴う森林整備の促進 計画量 104 ha)

(目標2) 農山村集落の地域環境の整備

(一般通行車両の通行の改善[離合、視距、勾配] 6路線)

(緊急車両通行可能幅員の確保(幅員4m以上) 6路線)

(目標3) 市内基盤整備の促進

(市内一般道路整備率 49.5% 50.0%)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

林道滝野線(地域森林計画 H15.4.1 ~ H25.3.31)が位置する、東山代町滝野地区は山間部5集落(滝川内・川内野・日南郷・辻の堂・下分)からなり、豊かな自然を有する農山村地域である。

「林道滝野線」は県道伊万里・松浦線、竹の古場公園付近を起点とし、山ノ寺を經由し日南郷、県道川内野・浦ノ崎港線を終点とする幹線林道である。当該地域の9割を人工林が占めており、主間伐等の森林施業、森林整備を促進する森林管理道路として、地域の農林業の振興はもちろん、災害時の県道の迂回路、また国定公園「竹の古場公園」と松浦党祖遺跡「山ノ寺」との連絡道路など、地区集落の生活、産業、文化、交流の基盤として効用が十分に期待できる。

林道大川眉山線(地域森林計画 H15.4.1 ~ H25.3.31)が位置する大川・松浦町は、古くから農林業を主産業として発展してきた歴史ある地域であり、その中で眉山地域集落(東分・川原・長野・井手口・東田代)は八幡岳から眉山と連なる山間の中腹に位置し、豊かな自然を有する農林、畜産業が盛んな農山村集落である。

「林道大川眉山線」は国道498号線(松浦町東分)を起点とし、眉山、八幡岳の山間に沿い、松浦川流域に広がる田園地帯を望みながら、県道八幡岳公園線(大川町東田代)を終点とする幹線林道である。当路線周辺には、八幡岳県立自然公園を始め、キャンプ場、現在事業実施中の県営井手口川ダム(H元年度~H25年度)、“伊万里梨”として市場で高い評価を受けている梨栽培の果樹等があり、森林施業、森林整備を促進する森林管理道路としてだけでなく、

地域集落の産業、観光、生活の交流基盤として、あるいは災害時の迂回路としても大きな役割を果たすものと期待できる。

「市道立岩・東分線」(指定年月日：S57.9.27)「市道重橋・中山線」(指定年月日：S57.9.27)「市道古賀・正力坊線」(指定年月日：S57.9.27)「市道下平2号線」(指定年月日：S57.9.27)「市道真手野・中山線」(指定年月日：S57.9.27)「脇野・下分線」(指定年月日：S57.9.27)は各農山村地域集落間の幹線連絡路線であるが幅員が狭幅であり、また視距、縦断勾配など構造上、車両通行において支障を来しており、集落生活に直接関係する足元道路として早急な整備が望まれている。このため拡幅・改良工事を行い、集落内の交通の安全性、生活の利便性の向上を図り、集落内、地域間の路網構築を進め、地域の活性化を目指す。

(5 - 2) 法第四章の特別措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道：道路法に規定する市町村道に昭和57年9月27日に認定済み。
- ・林道：森林法による地域森林計画(平成15年樹立)に路線を記載。

[施設の種類の(事業区域)、実施主体]

- ・林道(伊万里市) 佐賀県
- ・市道(伊万里市) 伊万里市

[事業期間]

- ・林道(平成17年度～平成21年度)
- ・市道(平成17年度～平成21年度)

[整備量及び事業費]

- ・林道 6,504m(2路線)
- ・市道 2,195m(6路線)

- ・総事業費 1,620,000千円(うち交付金 743,500千円)
(内訳) 林道 1,330,000千円(うち交付金 598,500千円)
市道 290,000千円(うち交付金 145,000千円)

(5 - 3) その他の事業

該当なし

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善が必要な事項の検討を行う。

8 . その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし。